

2022（令和4）年3月1日

学校法人藤田学院ガバナンス・コードにかかる
適合状況等に関するチェック報告書（令和3年度）

作成者 監事 高木 新一
監事 曾我 紀厚
監事 白石 由美子

私たち監事は、現在、藤田学院のホームページで公開されている「ガバナンス・コード」（2019（平成31）年3月26日制定、2020（令和2）年11月1日改定）の適合状況等について、令和4年2月1日から2月28日にわたり監査（チェック）を行いました。

結果は、下記の通りです。報告します。

記

ガバナンス・コード大項目	ガバナンス・コード中項目	【確認内容】
第1章 建学の精神と 経営(教育)方針	1 法人の理念と建学の精神・理念 2 建学の精神・理念に基づく人材育成（基本理念） 3 中長期的なビジョン策定と具体的な取り組み 4 私立大学の社会的責任	○すべての項目で決められたことが実施されていることを確認しました。
第2章 学校法人運営の基本	1 理事会 2 理事 3 監事 4 評議員会 5 評議員	○「理事長を補佐する理事として、常任理事を置き、各々役割のほか、理事長の代理権限順位も明確に定める。」とあります。これについては、危機管理規程の第9条で理事長不在時の第一順位は鳥取短期大学学長、同第二順位は事務局長とすると定めています。 また、このことは、令和元年9月の理事会において「危機管理規程の改定について」という項目で報告済みですが、理事会の議事録には詳細が記録されていません。今後の理事会で詳細な

ガバナンス・コード大項目	ガバナンス・コード中項目	【確認内容】
		記録を残しておくことが必要と思います。 ○「評議員への研修会の提供と充実① 本法人は、評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行う。② 本法人は、評議員に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努める」とあります。この①については評議員の開催前に審議事項の情報を提供しており、事後についても評議員の方が所属意識をもつように議事録署名人を毎回変更しています。②は、評議員に対して「大学教職員基礎知識」の小冊誌を配布はしていますが、これについての研修会を開催は未実施ですので、今後、さらに充実に努めて欲しいと思います。 ○上記以外の項目は、決められたことが実施されていることを確認しました。
第 3 章 教学ガバナンス	1 学長 2 教授会	○すべての項目で決められたことが実施されていることを確認しました。
第 4 章 公共性・信頼性	1 学生に対して 2 教職員等に対して 3 社会に対して 4 法令遵守のための体制整備	○すべての項目で決められたことが実施されていることを確認しました。
第 5 章 透明性の確保 (情報公開)	1 情報公開	○すべての項目で決められたことが実施されていることを確認しました。

以上